

[事案 2024-253] 転換契約取消請求

・令和7年4月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年10月に契約した終身移行保険（契約①）を、令和4年7月に組立型保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、転換を取り消して、契約①を復旧してほしい。

(1) 転換の際、募集人から、契約①が販売終了になるので別の保険に加入する必要がある、1か月以内に手続きをしないと契約①が終了してしまう、経済産業省の通達で貯蓄保険・積立年金保険が今後はなくなる、サービス期間中で新しく加入する保険の保険料は割引になる、などと説明されたが、事実と反する説明だった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張しているような誤った説明はしていない。契約①が販売終了になるからといって保険会社が一方的にその契約を解消することができないことは常識であり、そのような常識と反するような説明を募集人がするとは到底考えられない。
- (2) 経済産業省からの通達により、貯蓄保険・積立年金保険が今後なくなるという容易に虚偽だとわかるような説明を募集人がしたという主張も信用できない。
- (3) 募集人は、契約②の申込手続以前に、チラシ、設計書、補助資料等の説明資料にもとづいて複数回説明し、契約時にも1～2時間程度の時間をかけて契約②の説明をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。